

第2期斑鳩町教育に関する大綱
(案)

令和4年2月

斑鳩町

目次

I 策定趣旨	1
1. はじめに	1
2. 位置付け	2
(1) 根拠法令	2
(2) 他計画との関連	2
(3) 大綱の構成及び内容	2
3. 期 間	2
<参考> 斑鳩町教育に関する大綱と他計画との関係	3
II 大綱	4
1. 教育理念	4
2. 基本方針及び施策目標	5

I 策定趣旨

1. はじめに

本町は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成28（2016）年に教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱となる「第1期斑鳩町教育に関する大綱」を策定しました。以来、町長部局と教育委員会の連携・協力のもと、子どもを取り巻く課題について共有し、教育施策を総合的に推進してまいりました。

この間、本格的な人口減少・少子高齢化、社会経済のグローバル化や情報通信技術の進展により、社会のライフスタイルや価値観がより一層多様化するとともに、「誰一人取り残さない」とする国際社会共通の目標であるSDGsの達成など、教育を取り巻く環境が大きく変化しています。

国においては、地方創生の議論とも合わせ、「一億総活躍社会」や「人生100年時代」など、全世代を対象とした「生涯にわたる視点」での活躍、まちの活性化につなげる動きなどの各種施策が展開されています。

一方、未曾有の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、学校の一斉臨時休業など、子どもたちを取り巻く教育環境をはじめ、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

「第2期斑鳩町教育に関する大綱」は、このような背景を受けて、令和2（2020）年度に策定した第5次斑鳩町総合計画と整合をはかりつつ、学校教育のみならず、生涯学習の分野を含め、教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての目標や施策の根本となる5つの方針を掲げています。

また、教育理念「育てよう和の心」の「和」という言葉には、「仲よくすること」だけでなく、「異なった複数のものが合わさり、より優れたものへと変わる」という意味もあり、第5次斑鳩町総合計画においても、まちの将来像を『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』とし、より良い斑鳩をめざすという思いが込められています。

今後、~~この指針をもとに~~本大綱に掲げた諸目標の実現にむけて、町長部局と教育委員会が一層連携・協力し、世界遺産法隆寺のあるまちとして、子どもたちをはじめ住民一人ひとりの将来の夢や希望を育みかなえる教育のまちづくりをすすめてまいります。

斑鳩町長 中西 和夫

2. 位置付け

(1) 根拠法令

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、斑鳩町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての根本となる方針を定めたものです。

(2) 他計画との関連

第5次斑鳩町総合計画に掲げる教育関係分野の施策及び教育委員会が所管する個別計画に掲げる施策推進にあたっての共通の根本的方针及び目標とします。

(3) 大綱の構成及び内容

①教育理念

- ・教育の原点であるビジョンを掲げます。
- ・教育施策全体（学校教育、生涯学習、スポーツ、文化芸術分野）のビジョンとして、子どもたちを中心に、すべての世代を対象とします。

②基本方針、施策目標及び取組みの柱

- ・教育理念をふまえ、教育各分野における基本方針及び施策目標を掲げ、取組みの柱に基づき、多様な施策を展開します。

3. 期 間

策定日から令和8（2026）年度までの概ね5年間とします。

<参考> 斑鳩町教育に関する大綱と他計画との関係

第5次斑鳩町総合計画(R3~R12)

まちの将来像(まちづくりのテーマ)

『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』

総合計画(教育分野)

■基本目標3 子どもの未来が輝くまちにします

- 安心して妊娠・出産でき、子育てしやすい環境をつくり、子どもたちをいじめや虐待、貧困から守るしくみを整え、住民が互いに助け合うことで、子どもたちの笑顔と元気な声が、家庭や学校、地域で響きわたるまちをめざします。
- 世界遺産法隆寺のあるまちとして、「育てよう和の心」を教育スローガンとし、子どもたちが、将来誇りを持ってグローバルに活躍できるよう多様性を尊重しながら共に学び、将来の夢や希望を育みかねる教育のまちをめざします。

■基本目標4 誰もが健やかに生き生きとくらせるまちにします

- 生涯学び活躍できる環境と、スポーツ・文化を通じた豊かな生活が実感できるまちをめざします。

■基本目標7 悠久の歴史と文化、自然を大切に
するまちにします

- 先人たちが守り伝えてきた歴史や文化、自然を次世代に継承するため、未来の斑鳩を支え、創り、つなぐことのできる人を育むまちをめざします。
- 斑鳩の魅力を最大限に発信することで、本町に住む人や働く人が、貴重な歴史・文化遺産の中で誇りに誇りと愛着を持ち、さらに斑鳩の魅力を発信できるまちをめざします。

- 基本施策8 子育て環境の充実
- 基本施策9 子どもの教育の充実
- 基本施策10 子どもを守るしくみの充実
- 基本施策15 生涯学習・生涯スポーツの推進
- 基本施策22 歴史・文化遺産の保全と活用
- 基本施策23 文化・芸術の振興

斑鳩町教育に関する大綱

■教育理念 「育てよう和の心」

1. 和の精神をもとに、人を思いやる心、いたわる心、感謝する気持ちを育み、善悪を判断する力をつけることができる教育をすすめます。
2. 生涯にわたって、自ら学び、自ら健全な心身を育むことができる生涯学習・生涯スポーツをすすめます。
3. 歴史的・文化的遺産の保全や継承に努め、住民が地域に誇りと愛着を持つことができるまちづくりをすすめます。

- 基本方針Ⅰ 子どもの「生きる力」を育む教育活動を推進します。
- 基本方針Ⅱ 子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を提供します。
- 基本方針Ⅲ 子ども一人ひとりに応じた支援を充実します。
- 基本方針Ⅳ だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します。
- 基本方針Ⅴ 歴史的・文化的遺産を生かしたまちづくりを推進します。

<主な個別計画> ・生涯学習推進計画 ・生涯スポーツ振興計画 ・統廃合等の学校整備計画
・個別の教育支援計画 ・文化財保存活用地域計画 等

II 大綱

1. 教育理念

「育てよう和の心」

1. 和の精神をもとに、人を思いやる心、いたわる心、感謝する気持ちを育み、善悪を判断する力を付けることができる教育をすすめます。
2. 生涯にわたって、自ら学び、自ら健全な心身を育むことができる生涯学習・生涯スポーツをすすめます。
3. 歴史的・文化的遺産の保全や継承に努め、住民が地域に誇りと愛着を持つことができるまちづくりをすすめます。

2. 基本方針及び施策目標

基本方針Ⅰ：『子どもの「生きる力」を育む教育活動を推進します。』

【施策目標】1. 豊かな心を育みます。

- 取組みの柱
- ①人権尊重教育の推進
 - ②道徳教育の推進
 - ③いじめ防止等に関する取組の推進
 - ④グローバル化や情報化など、社会の変化に対応できる力の育成
 - ⑤体験活動の充実
 - ⑥就学前教育の推進

【施策目標】2. 確かな学力を伸ばします。

- 取組みの柱
- ①基礎的・基本的な知識及び技能の習得
 - ②思考力・判断力・表現力の育成
 - ③学習意欲の向上
 - ④個に応じた指導の充実
 - ⑤論理的思考を育むプログラミング教育の充実

【施策目標】3. 健やかな体を育てます。

- 取組みの柱
- ①スポーツの基礎づくり
 - ②保健学習、食育の推進等による健康安全に生活する力の育成
 - ③安全で安心できる食の推進

基本方針Ⅱ：『子どもが安心して意欲的に学べる質の高い教育環境を提供します。』

【施策目標】4. 教員の資質・能力を高めます。

- 取組みの柱
- ①授業力の向上
 - ②生徒指導力の向上
 - ③組織運営力の向上
 - ④幼稚園・保育所、小学校、中学校の連携の推進
 - ⑤教員の働き方改革

【施策目標】5. 家庭や地域の教育力を高めます。

- 取組みの柱
- ①家庭・地域との連携の推進
 - ②家庭の教育力向上への支援
 - ③経済的支援による教育機会の確保

【施策目標】 6. 学校環境を整えます。

- 取組みの柱 ①施設整備の充実と最適化
②質の高い学校給食の推進
③防災・防犯対策の推進
④ICT環境整備の充実

基本方針Ⅲ：『子ども一人ひとりに応じた支援を充実します。』

【施策目標】 7. 充実した学校生活になるように支援します。

- 取組みの柱 ①特別支援教育体制の充実
②特別支援教育の理解推進

【施策目標】 8. 一人ひとりに応じた教育相談の体制を整えます。

- 取組みの柱 ①教育相談体制の強化
②関係諸機関等との連携の推進

基本方針Ⅳ：『だれもがいつでも学び、健やかで心豊かに活動するまちづくりを推進します。』

【施策目標】 9. だれもがいつでも学べる学習機会を充実します。

- 取組みの柱 ①学ぶ機会の提供
②学習環境の整備

【施策目標】 10. 学校や地域とともに学びます。

- 取組みの柱 ①学校・地域との連携
②学びを生かす機会の創出

【施策目標】 11. 生涯スポーツ社会の実現をめざします。

- 取組みの柱 ①体力・健康づくりスポーツの推進
②スポーツに親しむ環境の整備

基本方針Ⅴ：『歴史的・文化的遺産を生かしたまちづくりを推進します。』

【施策目標】 12. 文化財に対する理解を深めます。

- 取組みの柱 ①文化財普及事業の推進
②文化財に関わるボランティアの養成と活動支援

【施策目標】 13. 歴史的・文化的遺産の調査研究、保存、整備活用をすすめます。

- 取組みの柱
- ①町内文化財の調査・研究の推進
 - ②文化財の保全・活用の推進
 - ③史跡の保存・整備・活用の推進